第１０４号議案

府中市基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 ８ 年１１月２７日

提出者　府中市長　高　野　律　雄

（説明）

庁舎建設基金の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市基金条例の一部を改正する条例

府中市基金条例（昭和４０年４月府中市条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【　　】は注記である。）

改正後	改正前
（設置及び目的） 第１条　省　略 ⑴～⑹　省　略 【削　除】 ⑺～⑰　省　略 （基金の額） 第２条　省　略 ⑴　奨学基金、災害救助基金、土地開発基金、財政調整基金、公共施設整備基金、介護保険給付費等準備基金、下水道施設改築基金、保健・福祉基金、生活・環境基金、文化・学習基金、都市基盤・産業基金、子ども・子育て応援基金、公園緑化基金、美術品購入基金、学校施設改築基金及び分倍河原駅周辺整備基金　毎年度予算に計上する額とする。	（設置及び目的） 第１条　省　略 ⑴～⑹　省　略 ⑺　庁舎建設基金　市庁舎の建設に要する経費の財源に充てることを目的とする。 ⑻～⑱　省　略 （基金の額） 第２条　省　略 ⑴　奨学基金、災害救助基金、土地開発基金、財政調整基金、公共施設整備基金、介護保険給付費等準備基金、庁舎建設基金、下水道施設改築基金、保健・福祉基金、生活・環境基金、文化・学習基金、都市基盤・産業基金、子ども・子育て応援基金、公園緑化基金、美術品購入基金、学校施設改築基金及び分倍河原駅周辺整備基金　毎年度予算に計上

⑵　省　略	する額とする。 ⑵　省　略
２～４　省　略	２～４　省　略
（運用）	（運用）
第３条　奨学基金、災害救助基金、土地開発基金、財政調整基金、公共施設整備基金、介護保険給付費等準備基金、下水道施設改築基金、保健・福祉基金、生活・環境基金、文化・学習基金、都市基盤・産業基金、子ども・子育て応援基金、公園緑化基金、美術品購入基金、学校施設改築基金及び分倍河原駅周辺整備基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して当該基金に編入する。	第３条　奨学基金、災害救助基金、土地開発基金、財政調整基金、公共施設整備基金、介護保険給付費等準備基金、庁舎建設基金、下水道施設改築基金、保健・福祉基金、生活・環境基金、文化・学習基金、都市基盤・産業基金、子ども・子育て応援基金、公園緑化基金、美術品購入基金、学校施設改築基金及び分倍河原駅周辺整備基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して当該基金に編入する。
２～３　省　略	２～３　省　略

付　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。